

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道事業の変更認可の告示（平成16年京都府告示第171号）があつたので、都市計画法第66条の規定により事業の施行について次のとおり公告します。

平成16年4月16日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 施行者の名称

京都市

2 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道事業

京都府木津川流域関連京都市公共下水道

3 事務所の所在地

京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局

4 事業施行期間

昭和61年8月26日から平成19年3月31日まで

5 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成10年京都府告示第175号の事業地に、京都市伏見区向島新上林を加え、京都市伏見区向島東泉寺町、向島藤ノ木町、向島丸町、向島鷹場町、向島津田町、向島清水町、向島渡シ場町、向島上林町及び向島東定請地内において事業地を変

更する。

(上下水道局下水道部計画課)